

有効期間満了日 令和4年3月31日

熊刑企第156号

令和2年2月27日

捜査活動における捜査員の感染防止の徹底等について（通達）

【概 要】

本通達は、新型コロナウイルス感染症への複数の感染が確認されていることを踏まえ、捜査活動における感染防止等の徹底するため、捜査活動における一般的な留意事項、刑事部門の捜査員等が感染又は感染の疑いがある場合の措置等について定めたものである。